

市政渉外推進費の支出及び情報公開に関する基準

1 趣 旨

この基準は、市長及び副市長の市政渉外推進費の支出及び市政渉外推進費に係る情報の公開に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

市政渉外推進費の支出を社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額にとどめ、支出状況の透明性を確保するとともに、市政渉外推進費に対する市民の理解と信頼を深めることを目的とする。

3 支出内容

市長は、市政の円滑な運営を図り市政の発展に寄与するため、市を代表して関係者との渉外のために要する経費として、別表 1 に定めるとおり、市政渉外推進費を支出することができるものとする。

4 公開内容

- (1) 支出区分（報償品費、会費、賛助費）
- (2) 支出年月日
- (3) 支出内容又は相手方 支出金額

5 公開の方法

市政渉外推進費の公開は、本市ホームページに掲載することによって行うものとする。

6 公開の時期及び期間

- (1) 市政渉外推進費の公開は、平成 30 年 4 月分から毎月行うものとし、当月分を翌月の 15 日までにを行うものとする。
- (2) 本市ホームページ上で公開する市政渉外推進費は、現年度のほか前 2 年度分とする。

7 改 正

この市政渉外推進費の支出基準については、社会通念上及び社会経済状況の変化等に留意するとともに市民感覚と著しくずれを生じることのないよう適宜見直しを行うものとする。

8 補 則

この基準に定めるもののほか、市政渉外推進費の支出に関し必要な事項は、市長において定める。

9 附 則

本基準は、平成 30 年 4 月 1 日以降の市政渉外推進費の支出から適用する。

□市政渉外推進費支出区分、支出内容、支出限度額及びその主な説明

(別表1)

支出区分	支出内容	支出限度額	主な説明
報償品費			
	記念品・ 贈答品代	20,000円 (*1)	姉妹都市、友好都市その他市政関係団体及び個人に対する表敬訪問等における堺に由来する記念品等に係る支出とする。
会費			
	出席会費	会費相応額 (*2)	会議、研修会等への参加に係る支出とする。
賛助費			
	賛助料	10,000円	各種団体が開催する行事等のうち、その開催内容等から市政の進展に寄与するものに対する賛助等に係る支出とする。

【留意事項】別表に定めるほか、必要に応じて、市長の決定に基づき支出するものとする。

(*1) 贈呈者一人当たりの上限とし、人数などを考慮した上で社会通念上妥当な金額とする。

(*2) 食事を伴わない会議等とし、会費相当額とする。なお、会費制でない場合は、社会通念上妥当な金額とする。